

平成24(2012)年6月13日

つとめ先各位

天理高等学校第二部

「気象警報」発令に伴う出勤及び臨時休校等の処置について

日々は、本校生徒育成の上にご尽力頂きまして、まことにありがとうございます。さて、奈良県（天理市）に暴風・大雨・洪水・雷等の「気象警報」が発令された時の対応について、県教育委員会の指示により、待機や臨時休校等の取り扱いをさせて頂いております。今年度も昨年同様、下記のようにさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 生徒のひのきしんについて

- ① 午前7：00現在で「警報」が発令されている時は「寮待機」とします。
- ② つとめ先の都合上、出勤せざるをえない生徒については、つとめ先から寮へ連絡を入れて頂き、相談の上、状況に応じて車で送迎してください。
- ③ 午前11：00までに警報が解除された場合、寮待機の生徒は、原則として午後から出勤します。
- ④ 出勤後、または、ひのきしん中に「警報」が発令された場合、まず「つとめ先待機」とします。その後の対応については、学校へお問い合わせください。
- ⑤ 上の①・③について、寮からお電話は差し上げませんのでご了承下さい。

2. 生徒の昼食について

- ① 朝から「寮待機」となった場合、寮から炊事課にお願いをして、つとめ先に配食される昼食を各寮へ配食して頂きます。
- ② 1-③の場合、寮で昼食をとった後、出勤します。
- ③ 1-④の場合、つとめ先で昼食をとります。

3. 学校の「警報発令」時への対応

- ① 午前7：00までに、学校長・教頭が相談の上、「寮待機」を決定します。
- ② 正午以降は、学校にお問い合わせください。
- ③ 午後3：00までに「臨時休校」「直接登校」「参拝実施」等の学校判断を決定します。「臨時休校」になった場合、詰所生の夕食は詰所から陽心寮へ受け取りに行って頂きます。
- ④ 警報の発令時間によって、臨機応変に対応せざるをえないので、ご了承ください。

【連絡先】

（本校舎職員室）	☎ 6 9 2 2、6 9 2 3	☎ 6 3 - 8 9 2 2
（本校舎事務室）	☎ 6 9 2 0、6 9 2 1	☎ 6 3 - 7 6 8 2